

公平かつ開かれた競争環境を実現する 託送約款について

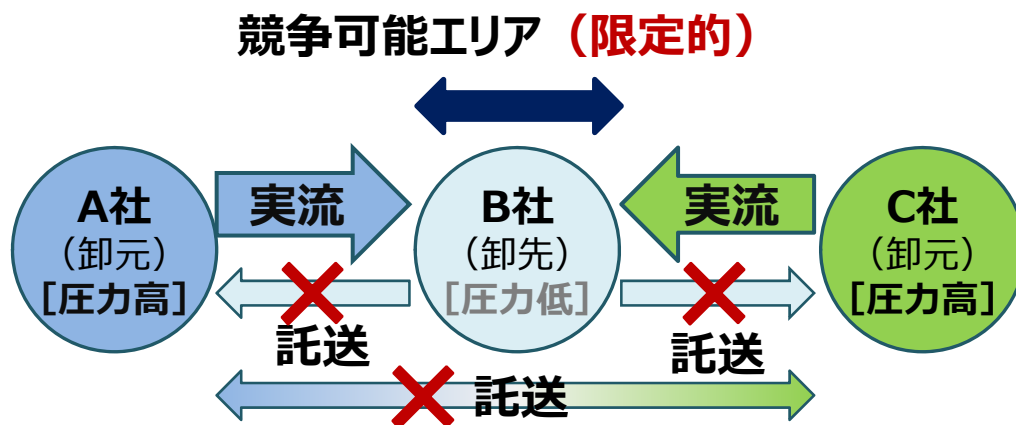
平成28年9月13日
東京電力エナジーパートナー株式会社
中部電力株式会社
関西電力株式会社

- 託送約款については、**自社の小売部門を含む全ての小売事業者に等しく適用することを大前提**に、公平かつ開かれた競争環境を実現するものであるべきと考えております。
- 一方で、大手3社さまが申請中の小売託送約款及び連結託送約款の条文には、「受入地点から払出地点へ当社の維持及び運用する導管で接続されており、かつ**払出地点の圧力が受入地点の圧力よりも低いか又は同等**であること。」との記述がなされており、ガスの実流方向の託送供給しか認められておらず、**広域的な競争が実現しないおそれがあります。** [→P2]
- また、**契約期間中の契約変更（増量時）において補償料が必要になる等の供給条件により、ガス需要拡大やガス需要拡大に貢献するお客さま利益を阻害するおそれがあります。** [→P4]
- このような事項が含まれていることを踏まえ、**託送約款が公平かつ開かれた競争環境を実現するものとなるよう、託送料金と併せてご確認をお願いいたします。**

1. 広域的なガス競争の実現

- 申請された託送約款（連結託送約款を含む）は、ガスの実流方向の託送供給しか認められておらず、**競争可能なエリアは、卸供給先（主に中小事業者）のエリアに限定。**
- 卸供給先の事業者は、自社需要を守るのみであり、**パンケーキを解消しても、小売事業者間の広域的な競争は望めず、中小事業者は大手事業者の影響力の下に引き続き置かれることになる。**

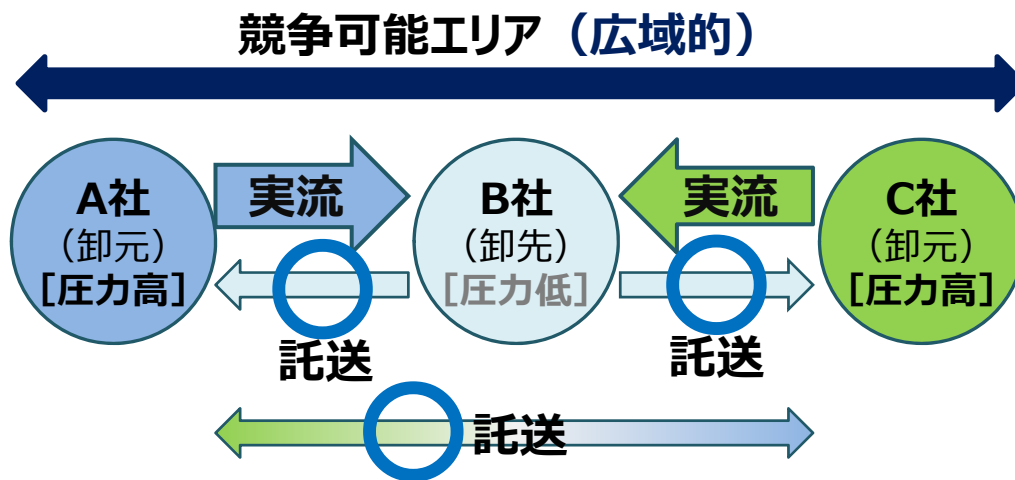
【申請託送約款に基づく競争イメージ（ガスの実流方向の託送供給しか認めない）】



可 A社・C社がB社エリアの需要を獲得
不可 B社がガス源を確保しA社エリア・C社
エリアの需要を獲得
→ 小売事業者間で競争できるエリアは
「B社エリア」に限定
(B社は自社エリア需要を守るのみ)

- ガスの実流に囚われない託送供給を認め、広域的競争、小売事業者間の競争が実現できる環境整備をお願いしたい。
- また、上記環境整備にあたっては、**実流と逆向きに託送供給を行う小売事業者が、実流と順向きに託送供給を行う小売事業者と同等に事業参入できるようにすることも極めて重要**（逆向きの小売事業者に余分な負担をさせない等）。

【広域的な競争イメージ※（ガスの実流に囚われない託送供給を実現）】



以下のようなケースが可能になるものと思料

- 可 B社がガス源を確保し、A社エリアやC社エリアの需要を獲得
- 可 A社・C社の相互参入

→ A社・B社・C社それぞれのエリアで相互に競争が可能に
（広域的競争・小売間競争を実現）

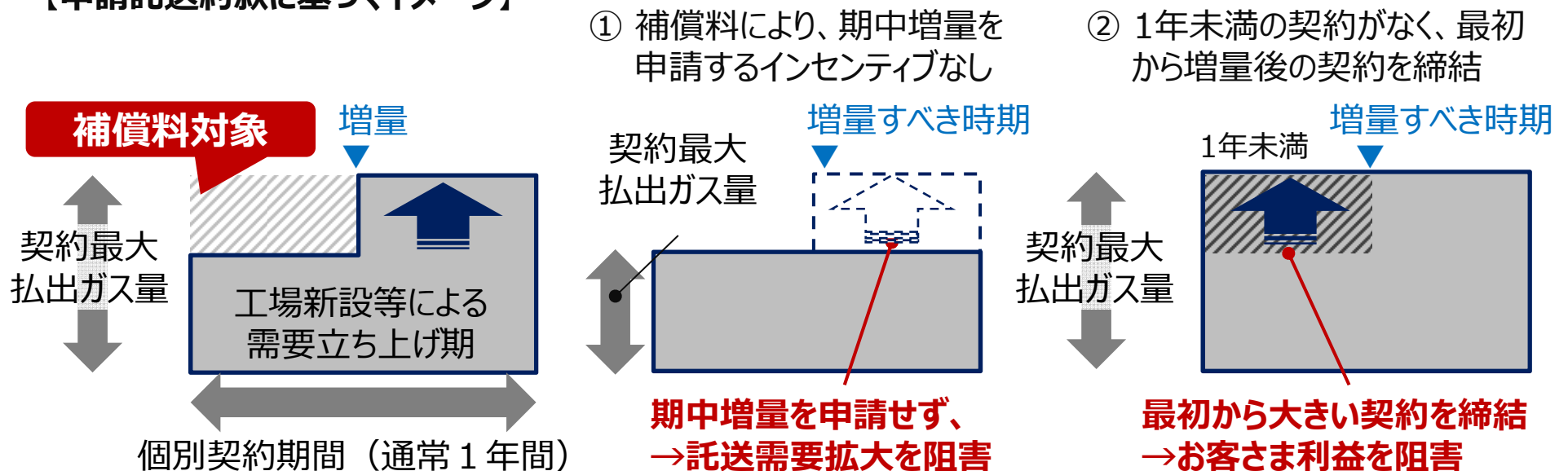
※大手、中小間のみならず、より広域的に、複数のエリアをまたいだ競争が出来る、小売及び連結託送約款となっているか、ご確認いただきたい。


2. 供給条件の見直し（緩和）

□ 申請された約款では、**契約期中の増量は「中途解約扱い」となり、「契約増量に対する補償料」を設定**。また、**1年未満の託送契約は限定的なケースでしか認められておらず、託送需要拡大（ガスシフト）や、それに貢献するお客さまの利益を阻害**

- ① 補償料の存在により、期中に自ら契約増量を申請するインセンティブが働かない
⇒ **ガス託送需要拡大を阻害**
- ② 1年未満の契約が無い場合、需要立ち上げ期にも、立ち上げ後の払出ガス量を基に、1年間の託送契約を結ぶ必要
⇒ **お客さま利益を阻害**

【申請託送約款に基づくイメージ】



- 
- **需要立ち上げ時や生産計画の増産等による、契約期間中での増量を補償料を伴わずに認めていただくことで、ガス託送需要拡大、お客さま利益阻害の回避を実現すべき**